

《申告書は自分でご記入を》

申告書の記入は難しくありません。税を理解するため、自分で書いてみましょう。申告書は、国税庁ホームページ (http://www.nta.go.jp) から作成できます。また、e-Taxによる電子申告も利用可能です。

# 市県民税

個人が1月から12月までの1年間に得た所得にかかる  
県と市の税金です。

《市県民税の申告が必要な方》

平成24年1月1日現在、田原市に住所があり、次に該当する方です。  
① 事業収入・給与・年金収入などのある方  
② 収入はないが、どなたの扶養にもなっていない方  
③ 収入は

## 介護保険と医療費控除

### 介護保険の認定を受けた方のおむつ代にかかる医療費控除

医師が「おむつを使用することが必要」と認めた方のおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要ですが、この控除を受けるのが2年目以降の方には、福祉課でも証明書を交付しています。

### 介護保険の認定を受けた方の障害者控除

認定にかかる主治医意見書で、障害の程度や寝たきりであることが確認できれば、障害者控除(特別障害者控除)の対象となります。申告には、福祉課で交付する「認定書」が必要です。(ただし、身体障害者手帳をお持ちの方を除きます。)

※証明書・認定書の発行に関する手続きなど、詳しくはお問い合わせください。

▶ 福祉課 ☎23局3217 FAX 23局3545

《市県民税の申告》

ないが、国民健康保険に加入している方  
④ 収入はないが、介護保険の第1号被保険者の方(65歳以上の方)  
※①～④に該当しても、確定申告書を提出する場合は、市県民税の申告は必要ありません。

申告書は、市県民税の税額を正しく算出する基礎となります。申告がない場合、国民健康保険税や介護保険の保険料・利用料の軽減や減免などが受けられないほか、市営住宅、融資、児童手当、保育園などの申請に必要な所得証明書なども発行されません。確定申告が必要なのか、市県民税の申告が必要なのかは、収入状況によって異なります。どちらでも申告すれば良いか分からない方は、お気軽にお問い合わせください。

受付時間 ▶ 午前9時～午後4時

●確定申告日程表

月/日	田原市役所 (大会議室)	渥美支所 (301会議室)	赤羽根市民センター (旧赤羽根支所)
2/16 木	吉胡・木綿台・吉胡台・西浦・姫見台・光崎	宇津江・村松	高松校区
17 金	浦	八王子・馬伏	
20 月	川岸・漆田(1～3区)・神戸市場・青津・希望が丘・赤松・志田・新美	江比間	赤羽根校区
21 火	長上・久美原・浜田・百々・新浜	伊川津	
22 水	大久保	石神・夕陽が浜	若戸校区
23 木	相川・谷熊・やぐま台	高木・折立・山田	
24 金	波瀬・片浜・片西・白谷	古田・長沢	若戸校区
27 月	雲明・東馬草・山ノ神・西馬草・仁崎	福江	
28 火	芦・南・彦田・保井・今方・北海道・野田市場・ほとと台	中山	この期間には受付 を行いません。田 原会場または渥 美会場をご利用 ください。
29 水	大草・大草団地・南町・谷ノ口・東ヶ谷・東赤石・サンコート	小中山	
3/1 木	豊島・御殿山	保美・向山	この期間には受付 を行いません。田 原会場または渥 美会場をご利用 ください。
2 金	加治・赤石・衣笠・東滝頭	亀山・西山	
5 月	萱町(1～3区)・本町・新町	伊良湖・日出	この期間には受付 を行いません。田 原会場または渥 美会場をご利用 ください。
6 火	一番東・一番西・三番組・四番組東・四番組西・四番組南・蔵王東ヶ丘・蔵王南ヶ丘	堀切	
7 水	八軒家・藤七原・鎌田	小塩津・和地一色	この期間には受付 を行いません。田 原会場または渥 美会場をご利用 ください。
8 木		和地・土田	
9 金			この期間には受付 を行いません。田 原会場または渥 美会場をご利用 ください。
12 月	この期間は地区別の指定はありませんが、例年大変混雑します。 できる限り早めに申告を行ってください。	地区の指定はありません。どなたでも申告できます。	
13 火			この期間には受付 を行いません。田 原会場または渥 美会場をご利用 ください。
14 水			
15 木			この期間には受付 を行いません。田 原会場または渥 美会場をご利用 ください。

- ▶ 赤羽根市民センターでの受付は、2月16日(木)～28日(火)の期間となります。日程が例年と異なりますので注意してください。29日(水)以降は、田原会場または渥美会場をご利用ください。なお、市・県民税申告書は受付します。
- ▶ 譲渡所得・青色申告・消費税のある方は、税務署にて申告してください。(市内の各申告会場では受付を行いません。)
- ▶ 税理士による無料税務相談を、2月16日(木)～3月2日(金)の期間に田原市役所会場にて行います。(渥美支所・赤羽根市民センターでは行いません。)
- ▶ 地区別指定日に都合の悪い方は、申告期間内の都合の良い日に申告してください。また、市内の方は、いずれの申告会場でも受け付けていますので、ご都合の良い会場をご利用ください。